

原動機付自転車排気量変更届出書 兼 誓約書

令和 年 月 日

泉南市長

下記の原動機付自転車について、排気量を変更しましたので届け出いたします。
 なお、標識の交付を受けても保安基準に該当しない場合は公道を走行できないことを認識し、この変更について問題が生じたときは私が一切の責任を負い、泉南市にその責を問わず、標識を無効にされても不服申立てしないことを誓約いたします。
 また、捜査機関等からの照会があった場合、本誓約書及び登録に係る一切の書類の開示に同意いたします。

納税義務者	住所			
	氏名	(印)		
	電話番号	-	-	
代理人	住所			
	氏名	(印)		
	電話番号	-	-	
	納税義務者との関係			
対象車両	旧標識番号	泉南市	車台番号	
	車名		型式	
排気量	変更前	cc	変更後	cc
変更内容	<input type="checkbox"/> 改造(ポアアップ)キットの取付け			
	メーカー名		品番等	
	<input type="checkbox"/> 原動機(エンジン)の載替え			
	メーカー名		原動機の型式	
	<input type="checkbox"/> シリンダーボーリング			
	変更後内径	mm	変更後工程(ストローク)	mm
	※変更後排気量の計算式：(内径/2) × (内径/2) × 3.14 × 行程/1000			
	自由記載			
変更作業	<input type="checkbox"/> 納税義務者本人			
	<input type="checkbox"/> その他			
	住所			
	氏名(事業所名)			
連絡先(電話番号)	-	-		

※虚偽の申告をした場合、地方税法第463条の20により、30万円以下の罰金が科せられる場合があります。
 ※当様式は、大阪府軽自動車税協議会阪南ブロック(軽自動車税に関する取扱い並びに協議研究を行うこと等を目的とした協議会の内、泉州地域の市町が属するブロック)の統一様式です。(規定様式が存在する貝塚市を除く)

裏面

〈改造についての注意事項〉

●保安基準について

改造車両で公道を走る場合は、道路運送車両法に定める保安基準に適合する必要があります。

泉南市が交付する標識は、軽自動車税の課税客体として表示するために貸与しているものであり、公道を走ることを了承したものではありません。また、泉南市では保安基準の審査は行っておりません。

●二人乗りする場合について

原付50ccから原付90cc及び125ccへの改造後、二人乗りする場合には乗車装置等が必要です。道路交通法により、乗車装置等がない場合は違法となります。

●元に戻す改造を行った場合について

一度改造したものを元の状態（製造時）に戻す場合にも、今回同様の申告が必要です。